

【ビデオ制作についての規約】

本規約は株式会社いちばん(以下弊社と呼称します)にビデオ制作を申し込んだ企業(以下お客様と呼称します)と弊社間の一切の關係に適用するものとします。

お客様からのお申し込みに対する弊社の承諾は、弊社からお客様にご連絡をし受諾した時点で成立します。

ビデオ制作の業務：弊社はお客様が確認した内容に従い、映像を制作します。ただし、「ご利用料金とサービス」のページに記載されていない作業については委託の範囲外とします。

制作期間：お客様からの指示により、申し込み時の制作内容に変更があった場合、改めて両者協議の上で定めます。

納品物の数量などの確認：弊社はお客様と協議の上、「ご利用料金とサービス」のページに記載されている内容に従って、数量などを確認します。

制作物の納品：制作物の納品は「仕上げ作業から納品まで」のページに記載されている方法に従って行われます。

通知：一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとします。通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に通知されたものとします。

知的所有権：「ビデオ制作についての規約」に基づく映像制作に必要な画像データ等の一切の制作物(以下「制作物」という)に関する所有権は弊社に帰属します。お客様が提出した画像、テキスト原稿等に関する所有権はお客様に帰属します。

申込後の取消、修正、解約：お客様が、弊社による映像の制作開始後に申込の取消を行う場合、お客様は、弊社が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び弊社が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払うものとします。

責任制限：弊社は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、弊社に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負いません。また弊社が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任は負いません。

禁止行為：お客様及び弊社は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとします。なお、いずれか一方が下記の行為を行った場合、あるいは下記の行為を行う恐れがあると相手

方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができます。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

条項の無効について： 万が一、裁判所によって本規約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではありません。

機密保持： お客様および弊社は、本規約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本規約の存続期間中はもとより納品後といえども第三者に漏洩してはならないものとします。

準拠法について： 本契約に関する準拠法は、日本法とします。

有効期間： 本規約の有効期間は、申し込み完了の日から業務が終了する日までとします。

協議および管轄裁判所について： 本規約に定めのない事項に関しては、お客様と弊社との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか相互協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとします。

本契約に関して訴訟が必要な場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。